

○ 高速取引行為となる情報の伝達先を指定する件（平成二十九年金融庁告示第五十号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した号を加える。

改正後	改正前
<p>金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第十四号）第二十六条第一項の規定に基づき、高速取引行為となる情報の伝達先として金融庁長官が指定するものを次のように定める。</p> <p>「一〇七 略」</p> <p>八 大阪デジタルエクスチェンジ株式会社</p>	<p>金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第十四号）第二十六条第一項の規定に基づき、高速取引行為となる情報の伝達先として金融庁長官が指定するものを次のように定める、平成三十年四月一日から適用する。</p> <p>「一〇七 同上」</p> <p>「号を加える。」</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	